

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 子どもへの虐待防止対策の強化
-----	------------------

施策主管課	子ども家庭課	総合計画記載頁	93ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

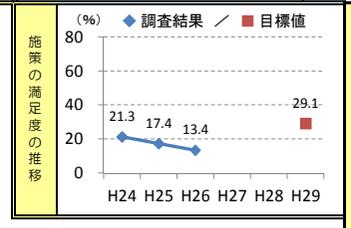
2 施策の取組状況

施策目標	虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合(%)	単年度目標値	47.5%	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%			60.0%	B	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	21.3%	17.4%	13.4%	
	現状値	44.9%	実績値	42.7%	47.1%	39.9%			目標値(H29)	29.1%	前年度からの増減				-3.9%	-4.0%			
	目標値(H29)	60.0%	単年度の達成度	89.9%	94.2%	76.0%			③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B	
指標2	児童虐待防止等に関する地域組織の設置(%)	単年度目標値	26	31	39	39	39	39	B	【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	現状値	21	実績値	25	30	32					中核市平均								
	目標値(H29)	39	単年度の達成度	96.2%	96.8%	82.1%					実績値								
	現状値		単年度目標値						中核市での本市の順位										
	目標値(H29)		単年度の達成度						中核市平均										
	実績値		単年度の達成度						実績値										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、平成25年度は平成11年度(児童虐待防止法制定前)の約6.3倍となっている。 児童虐待による死亡事例が全国で多数発生しており、深刻な社会問題となっている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止に係る周知啓発や地区児童虐待防止ネットワークの設置など、虐待に係る理解促進と見守り体制強化に取り組んでいるものの、依然として児童虐待は全国的にも大きな社会問題であることから、市民満足度については前年度より微減したものと考えられる。 	総合評価	75点 概ね順調
------------	--	-------	---	------	-------------

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	家庭児童相談室	○★	・家庭児童相談室の充実	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関するこの相談、助言、指導	計画どおり	599	S40		相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や機能等を含めた相談体制を充実させるとともに、引き続き、臨床心理士の有効活用を図っていく。
2	虐待防止事業	○★	・地域の見守り体制の整備 ・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実 ・児童虐待防止の周知・啓発 ・養育に関する相談体制の充実	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	計画どおり	477	H13		児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発を行っていく。
3	要支援児童放課後応援事業費補助金	★	・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実	養育放棄の状況にある要支援児童(小中学生)とその保護者	・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行うもので、運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	2,979	H26		健全な家庭の養育を体験・学習することにより、健全な成長と自立を促し、養育放棄等の虐待の世代間連鎖を防止する。
4	養育支援訪問事業	★	・養育に関する相談体制の充実	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	・育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等の「相談指導」 ・育児又は援助	計画どおり	2,509	H22		子育ての相談・指導又は育児家事援助を行い適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら事業の利用促進を図っていく。
5	こんには赤ちゃん事業(再掲)		・子どもの健康支援の充実	生後4か月までの乳児とその保護者	・生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康状態や養育環境の把握と必要な保健指導・育児情報の提供をする。	計画どおり	22,875	H19		出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、引き続き、全戸訪問による面接を実施する。また、面接率の向上や訪問指導員の確保、資質向上に取り組むとともに、要支援者については、保健福祉事業との連携を図りながら継続した支援に取り組む。
6	すこやか訪問事業(再掲)		・子どもの健康支援の充実	乳幼児健康診査未受診児	・個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を行う。	計画どおり	6,684	H23		健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高いことから、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するため、引き続き、保健福祉事業との連携を図りながら実施する。また、状況が把握できない児童については、要保護児童対策協議会等との連携を図りながら把握に努めていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <p>◆「こんには赤ちゃん事業」「すこやか訪問事業」「養育支援訪問事業」等、出産から育児に係る切れ目のない支援を通じて、子育てに不安や負担を抱える世帯への適切な対応を図り、児童虐待の未然防止、早期発見に引き続き努めていく必要がある。</p> <p>◆あらゆる機会を通じた児童虐待防止に係る効果的な周知啓発により、市民意識の醸成を図るとともに、市民に身近な地域における見守り体制として「地区児童虐待防止ネットワーク」の全地区設置を早急に進める必要がある。</p> <p>◆ケース状況に応じた適切な支援を展開していくため、引き続き、要保護児童対策地域協議会の連携強化を図りながら、きめ細かな支援を展開する必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉 ◆児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、様々な機会を活用し、周知啓発や関係機関との連携強化による迅速かつ的確な対応などに取り組む。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「家庭児童相談室」については、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や機能等を含めた相談体制を充実させるとともに、引き続き、臨床心理士の有効活用に努める。</p> <p>◆「虐待防止事業」については、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発に努める。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>